

制定	平成24年 5月9日	平成 24・04・24 中四産保第4号
改正	平成24年12月3日	20121109 中四産保第2号
改正	平成30年12月3日	20181129 中四産保第5号
改正	令和元年11月18日	20191114 中四産保第11号
改正	令和3年10月13日	20211008 中四産保第4号

次のとおり、電気保安功労者中国四国産業保安監督部長表彰選考基準を定める。

令和3年10月13日

中国四国産業保安監督部長 谷本



電気保安功労者中国四国産業保安監督部長表彰選考基準

電気保安功労者に対する中国四国産業保安監督部長表彰の選考に当たっては、電気保安功労者中国四国産業保安監督部長表彰及び経済産業大臣表彰上申に係る実施要領（平成24年5月9日付け平成24・04・24 中四産保第3号）に基づき2. の被表彰者選考評価基準（別紙）により各部門別に審査し、推薦書、推薦事由書、調査書等を勘案の上、被表彰者を選考する。

記

1. 表彰対象

表彰対象は、電気保安功労者中国四国産業保安監督部長表彰及び経済産業大臣表彰の上申実施要領に基づき推薦された者の中から次のものを対象とする。

(1) 工場等の部

電気事業者又は自家用電気工作物を設置する者の工場、営業所その他の電気保安業務を直接統括する事業場のそれぞれについて、最近5年間に電気関係報告規則第3条に基づき報告すべき事故及び同令第4条に基づき届け出るべき事故（当該電気事業者又は自家用電気工作物を設置する者の責任によらないものは除く。）が発生していないものを、表彰の対象とする。

(2) 電気工事業者の営業所の部

電気工事業者の本店、支店、営業所その他の電気工事の施工を管理する店舗のそれぞれについて、最近5年間に施工した電気工事による危険及び障害が発生していないものを表彰の対象とする。

(3) 個人の部

次に該当する個人を、表彰の対象とする。

(イ) 主任技術者

主任技術者として、現在在職中の者、若しくは過去において在職した者で、かつ、主任技術者としての従事期間が通算5年以上の者。

(ロ) 電気工事士

電気工事士として現在在職中の者、若しくは過去において在職した者で、かつ、電気工事士としての従事期間が通算10年以上の者。

(ハ) 電気保安関係永年勤続者

電気保安関係の職務に現在在職中の者、若しくは過去において在職した者で、かつ、保安関係の職務に従事した期間が通算25年以上の者。

(ニ) その他の功労者

災害その他の非常の場合において、電気保安の確保に努め、公共の安全の維持について顕著な功績が認められる者その他電気保安の確保に功労があった者。

(4) 団体の部

次に該当する個人を、表彰の対象とする。

(イ) 電気保安にかかる研究・教育団体

電気保安の確保のための研究又は教育を通じ、保安技術の向上又は安全思想の普及に顕著な功績が認められる団体を表彰の対象とする。

(ロ) その他の功労団体

災害その他の非常の場合において、電気保安の確保に努め、公共の安全の維持について顕著な功績が認められる団体その他電気保安の確保に功労があった団体。

2. 被表彰者選考評価基準

(別紙)

3. 審査選考

別紙の被表彰者選考評価基準の各項目について審査し、次の評点に該当する者について、その者の推薦書、推薦事由書、調査書等を勘案の上、被表彰者を決定する。

(表彰対象区分)

(評点)

(1) 工場等の部

117点以上

(2) 電気工事業者の営業所の部

98点以上

(3) 個人の部

(イ) 主任技術者

77点以上

(ロ) 電気工事士

82点以上

(ハ) 電気保安関係永年勤続者	89点以上
(ニ) その他の功労者	—
(4) 団体の部	
(イ) 電気保安にかかる研究・教育団体	78点以上
(ロ) その他の功労団体	—

[評点の算定について]

(1) 工場等の部

全項目A評価及び事故の発生状況の上限の65%とした。

$$180点 \times 0.65 = 117点$$

(2) 電気工事業者の営業所の部

全項目A評価及び事故の発生状況の上限の65%とした。

$$150点 \times 0.65 = 98点$$

(3) 個人の部

(イ) 主任技術者

経験年数を除く9項目A評価の80%に経験年数5年を加算した。

$$(90点 \times 0.80) + (5年 \times 1点) = 77点$$

(ロ) 電気工事士

経験年数を除く9項目A評価の80%に経験年数10年を加算した。

$$(90点 \times 0.80) + (10年 \times 1点) = 82点$$

(ハ) 電気保安関係永年勤続者

経験年数を除く8項目A評価の80%に経験年数25年を加算した。

$$(80点 \times 0.8) + (25年 \times 1点) = 89点$$

(ニ) その他の功労者

ケースバイケースで評価すべきものであり、評点を掲げないこととした。

なお、災害復旧対応等において、その活動により復旧が迅速化したなど顕著な貢献が認められ、かつ以下に該当する場合は優先的に評価することとした。

- ①その活動が通常業務の範囲を大きく超えたものであること。
- ②その活動が行政等からの依頼等に基づかず自発的であること。
- ③その活動が広域的であること。

(4) 団体の部

(イ) 電気保安にかかる研究・教育団体

全項目A評価及び事故の発生状況の上限の65%とした。

$$120点 \times 0.65 = 78点$$

(ロ) その他の功労団体

ケースバイケースで評価すべきものであり、評点を掲げないこととした。

なお、災害復旧対応等において、その活動により復旧が迅速化したなど顕著な貢献が認められ、かつ以下に該当する場合は優先的に評価することとした。

- ①その活動が通常業務の範囲を大きく超えたものであること。

- ②その活動が行政等からの依頼等に基づかず自発的であること。
 - ③その活動が広域的であること。
-

附則

この基準は、平成24年5月9日から施行する。

附則

この基準は、平成30年12月5日から施行する。

附則

この基準は、令和元年11月18日から施行する。

附則

この基準は、令和3年10月13日から施行する。

(別紙)

電気保安功労者中国四国産業保安監督部長表彰被表彰者選考評価基準

評点			
A = 10	B = 7	C = 5	D = 0

1. 工場等の部

(1) 電気保安関係法令の遵守状況

- | | | | | |
|---------------------------------------------|---|---|---|---|
| イ 電気保安関係法令等の調整、活用状況 | A | B | C | D |
| ロ 関係官庁に対する許認可、報告、届出等の手続きの状況 | A | B | C | D |
| ハ 電気保安関係法令の技術上の基準に適合した電気工作物が設置、使用されているかどうか。 | A | B | C | D |

(2) 事故の発生状況

電気関係報告規則第3条に基づき報告すべき事故及び同令第4条に基づき届け出るべき事故（当該電気事業者又は自家用電気工作物を設置する者の責任によらないものは除く。）及び公害関係その他社会の範としてふさわしくない問題が5年間を超えて発生していないもので、その超える年数

5年を超える
1年につき2点
ただし、40点を
上限とする。

(3) 事故の予防及び復旧対策

- | | | | | |
|----------------------|---|---|---|---|
| イ 災害その他非常の場合の組織規程の有無 | A | B | C | D |
| ロ 復旧、防災訓練の実施状況 | A | B | C | D |

(4) 保守運営体制

- | | | | | |
|-------------------------------------------------------------|---|---|---|---|
| イ 主任技術者の選任状況 | A | B | C | D |
| ロ 保安規程に、主任技術者その他の保安要員による保安管理組織が定められ、かつ、適正に保安要員が配置されているかどうか。 | A | B | C | D |
| ハ 電気工作物、施設等に対する保安上の改善の状況 | A | B | C | D |

(5) 保安教育の実施状況

- | | | | | |
|-------------------------------------|---|---|---|---|
| イ 電気保安等の従業員教育の実施状況 | A | B | C | D |
| ロ 所（社）内における電気保安関係の委員会、研究会等の設置及び活動状況 | A | B | C | D |
| ハ 所（社）外における電気保安関係の研究会、講習会等への参加状況 | A | B | C | D |

(6) 表彰受賞その他

イ 表彰関係

① 電気保安関係の表彰受賞の状況（所（社）内で電気保安関係で表彰を受賞した者がいる場合は、評価の対象とする。） A B C D

② 電気保安関係以外の表彰受賞の状況 A B C D

ロ その他社会の模範として特筆すべき事項 A B C D

2. 電気工事業者の営業所の部

(1) 電気保安関係法令の遵守状況

イ 電気保安関係法令の整備、活用及びその遵守状況 A B C D

ロ 関係官庁に対する登録又は届出等の手続きの状況 A B C D

(2) 事故の発生状況

施工した電気工事による危険及び障害が5年間を超えて発生していないもので、その超える年数

5年を超える 1年につき2点 ただし、40点を 上限とする。

(3) 危険発生の防止措置

イ 測定器、安全防護具、工具等の整備状況 A B C D

ロ 事故発生に備えて需要家に対する的確な応動体制及び関係者に対する連絡体制等の状況 A B C D

ハ 復旧、防災訓練の実施状況 A B C D

ニ 電気工事技術及び電気保安等の従業員教育の実施状況 A B C D

ホ 所（社）内における電気工事技術関係の委員会、研究会等の設置及び活動状況 A B C D

ヘ 所（社）外における電気工事技術関係の研究会、講習会等への参加状況 A B C D

(4) 表彰受賞その他

イ 表彰関係

① 電気保安関係の表彰受賞者の状況（所（社）内で電気保安関係で表彰を受賞した者がいる場合には評価の対象とする。） A B C D

② 電気保安関係以外の表彰受賞の状況 A B C D

ロ その他社会の模範として特筆すべき事項 A B C D

3. 個人の部

3-1. 主任技術者

(1) 電気保安関係の経験年数

電気保安関係の職務に従事した年数 (1年につき1点)

(2) 電気保安の確保に関する貢献

イ 主任技術者として従事した工場等において、当該従事期間電気関係報告規則第3条に基づき報告すべき事故及び同令第4条の規定に基づき届け出るべき事故（当該主任技術者の責任権限以外のものは除く。）の発生の状況 A B C D

ロ 主任技術者以外として電気保安関係の職務に従事した工場等において、当該従事期間電気関係報告規則第3条に基づき報告すべき事故及び同令第4条の規定に基づき届け出るべき事故（自己の責任権限以外のものは除く。）の発生の状況（当項目に該当する期間がない場合は（2）イの期間の状況をもって読み替える。） A B C D

ハ 電気保安の確保に関する改善、研究、考案、発明等の状況 A B C D

(3) 保安教育に関する貢献

イ 電気保安等の従業員教育の講師としての実績 A B C D

ロ 所（社）内における電気保安関係の委員会、研究会等の委員としての実績 A B C D

ハ その他電気保安に関する技術又は知識の向上に係る特筆すべき功績 A B C D

(4) 表彰受賞その他

イ 表彰関係

①電気保安関係の表彰受賞の状況 A B C D

②電気保安関係以外の表彰受賞の状況 A B C D

ロ その他社会の模範として特筆すべき事項 A B C D

3-2. 電気工事士

(1) 電気工事関係の経験年数

電気工事関係の職務に従事した年数 (1年につき1点)

(2) 電気保安の確保に関する貢献

イ 電気工事士として施工した電気工事による危険及び障害の発生の状況 A B C D

ロ 主任電気工事士として施工を管理、監督した電気工事 A B C D

による危険及び障害の発生の状況（当項目の主任電気工事士の経験がなく該当しない場合は（２）イの状況をもって読み替える。）

ハ 電気工事（電気保安関係）に関する改善、研究、考案、発明等の状況 A B C D

（３）保安教育に関する貢献

イ 電気保安等の従業員教育の講師等としての実績 A B C D

ロ 所（社）内における電気保安関係の委員会、研究会等の委員としての実績 A B C D

ハ その他電気保安に関する技術又は知識の向上に係る特筆すべき功績 A B C D

（４）表彰受賞その他

イ 表彰関係

①電気保安関係の表彰受賞の状況 A B C D

②電気保安関係以外の表彰受賞の状況 A B C D

ロ その他社会の模範として特筆すべき事項 A B C D

3－3．電気保安関係永年勤続者

（１）電気保安関係の経験年数

電気保安関係の職務に従事した年数 (1年につき1点)

（２）電気保安の確保に関する貢献

イ 電気保安関係の職務に従事した工場等において、当該
従事期間電気関係報告規則第3条に基づき報告すべき事
故及び同令第4条に基づき届け出るべき事故（自己の責
任権限以外のもは除く。）の発生の状況 A B C D

ロ 電気保安に関する改善、研究、考案、発明等の状況 A B C D

ハ 電気保安等の従業員教育の講師等としての実績 A B C D

ニ 官公庁又は団体等の電気保安関係の委員会の委員とし
ての実績 A B C D

ホ その他電気保安に関する技術又は知識の向上に係る特
筆すべき功績 A B C D

（３）表彰受賞その他

イ 表彰関係

①電気保安関係の表彰受賞の状況 A B C D

②電気保安関係以外の表彰受賞の状況 A B C D

ロ その他社会の模範として特筆すべき事項 A B C D

3-4. その他の功労者

当該表彰の対象となった個人について審査選考する。

4. 団体の部

4-1. 電気保安にかかる研究・教育団体

(1) 電気保安関係法令の遵守状況

イ 電気保安関係法令の遵守に十全を期していること。 A B C D

(2) 事故の発生状況

電気関係報告規則第3条に基づき報告すべき事故及び同令第4条に基づき届け出るべき事故（団体の責任によらないものは除く。）及び公害関係その他社会の範としてふさわしくない問題が5年間を超えて発生していないもので、その超える年数

5年を超える
1年につき1点
ただし、20点を
上限とする。

(3) 保安教育の実施状況

イ 団体に属する者に対する電気保安等の教育の実施状況 A B C D

ロ 団体内における電気保安関係の委員会、研究会等の設置及び活動状況 A B C D

ハ 団体外における電気保安関係の研究会、講習会等への参加状況 A B C D

(4) 電気保安の確保に関する貢献

保安技術の向上又は安全思想の普及に顕著に貢献が認められること [A = 30 B = 20 C = 10 D = 0]

(5) 表彰受賞その他

イ 表彰関係

①電気保安関係の表彰受賞の状況（団体内で電気保安関係で表彰を受賞した者がいる場合は、評価の対象とする。） A B C D

②電気保安関係以外の表彰受賞の状況 A B C D

ロ その他社会の模範として特筆すべき事項 A B C D

4-2. その他の功労団体

当該表彰の対象となった団体について審査選考する。